

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎ 963-1730（直）

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

ヘイトスピーチと人権

特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的に問題となっています。平成28年にヘイトスピーチ解消のための法律（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が施行されました。

ヘイトスピーチに当たる言動はさまざまですが、例えば次のようなものが該当すると考えられます。

①**特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの**

「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など

②**特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの**

「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海へ投げ込め」など

③**特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの**

特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど

（参考：法務省ホームページ）

ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりするだけでなく、人々に不安感や嫌悪感を与えることにもつながります。

ヘイトスピーチは、深刻な人権問題です。



▲法務省ポスター

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の前文では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動は許されないことを宣言する」とされています。

日本で暮らす外国人は多くいます。新宮町に住民登録している外国人は、令和4年8月末現在で476人となっています。地域や職場、学校など町民のみなさんの身近なところで、外国人との出会いや交流が見られるようになったのではないのでしょうか。

日本人と外国人がともに暮らしやすい地域社会を形成するためには、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重し合うことが大切です。

民族や国籍に関わらず過ごしやすい地域社会は、すべての人にとって過ごしやすい地域社会ではないのでしょうか。